

市民参加型補助金採点基準について（案）

公開プレゼンテーション概要

実施予定日：平成 20 年 8 月 30 日（土）・31 日（日）（応募団体数により変更あり）

開催場所：京成津田沼駅ビルサンロード津田沼 6 階大会議室

実施方法：プレゼンテーション 10 分以内、質疑応答 5 分、採点 5 分

1 団体計 20 分程度を予定

採択基準

- ・審査員採点の中から最高点と最低点を除いた平均をもって得点とする
- ・50 点以上（75 点満点）の得点で採択

評価項目および配点

- ・採点は各項目 10 点満点とし、評価項目の重要性に鑑み、0.5 から 2 の倍率を掛け、合計点を算出する

評価項目	配点	評価する点
公益性	20 点 (10×2)	・事業の内容が公益性、社会的必要性があり、市民ニーズに合っているか ・行政の提供する公共サービスを補完するものであるか
発展性	20 点 (10×2)	・事業の発展が見込まれるか、団体の自立を促すものであるか ・他の市民や団体への波及効果があるか ・将来的に行政と協働する余地があるか
先駆性	10 点 (10×1)	・新たな取り組み、新たな視点、発想の企画・提案か ・地域が抱える課題を解決する取り組みか
費用対効果	10 点 (10×1)	・費用と事業内容のバランスが取れているか ・費用に対して事業の効果は妥当か
事業内容	10 点 (10×1)	・事業計画（予算、スケジュール、事業規模）、事業実施方法は妥当か
習志野らしさ	5 点 (10×0.5)	・習志野市の歴史、文化、自然、社会基盤等を活かすものであるか
合計	75 点	75 点満点、50 点以上で採択

検討事項

- ・評価項目の配点及び採択基準点の公開プレゼンテーション前の公表について
- ・プレゼンテーション後の採択結果及び採点の公表について

その他留意事項

- ・採択団体の補助希望額が 500 万円を超えた場合、上位事業から順に採択

<p>《参考資料》</p>

平成 20 年度習志野市市民参加型補助金募集要項（抜粋）

8 審査基準

二次審査に当たっては次のような視点を持って評価します。

- (1) 市民のニーズに合っているか
- (2) 行政の提供する公共サービスを補完するものであるか
- (3) 事業内容が先駆的なものか
- (4) 事業が他に波及するものか
- (5) 習志野市らしさ、地域らしさが発揮されているか
- (6) 将来的に行政と協働する余地があるか

また、評価項目は次の通りとします。

公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の内容が公益性、社会的必要性があり、市民ニーズに合っているか ・ 行政の提供する公共サービスを補完するものであるか
発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の発展が見込まれるか、団体の自立を促すものであるか ・ 他の市民や団体への波及効果があるか ・ 将来的に行政と協働する余地があるか
先駆性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな取組み、新たな視点、発想の企画・提案か ・ 地域が抱える課題を解決する取組みか
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用と事業内容のバランスが取れているか ・ 費用に対して事業の効果は妥当か
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画（予算、スケジュール、事業規模）、事業実施方法は妥当か
習志野らしさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 習志野市の歴史、文化、自然、社会基盤等を活かすものであるか